

堺市施設予約システムの利用に関する仕様書

(趣旨)

1. この仕様書は、施設の管理運営を行う指定管理者において、堺市施設予約システム（以下「システム」という。）の利用に関すること及びシステムの利用に伴う個人情報の取り扱いについて定める。これによりシステムを適正に管理し、効率的に運用することを目的とする。

(システムの利用)

2. 施設の予約管理等業務にあたっては、堺市が提供するシステムを利用すること。システムを利用するために、次のインターネット通信回線及び機器を指定管理者において用意すること。
 - (1) インターネット光回線（ただし、IP アドレスが固定できるものであること。）
 - (2) パソコン（必要であれば光学式マウス等付属品についても用意すること。）
 - (3) プリンタ
- 2 - 2. 使用できるパソコンの要件は以下の通りとし、すべての要件を満たしていることを確認のうえ、使用するパソコンとして届け出ること。
 - (1) サポート期限内の OS であること。
 - (2) インターネットブラウザとして Microsoft Edge または Google Chrome が使用できること。
 - (3) ウイルス対策ソフトがインストールされていること。
- 2 - 3. 届け出たパソコンを変更する場合、あるいは新たなパソコンでシステムを利用しようとする場合も、事前に堺市に届け出ること。

(費用負担)

3. システム使用に係る費用のうち、次の費用については指定管理者の負担とする。
 - (1) 上記 2 に規定されるものの準備及び利用にかかる費用
 - (2) 印刷用紙及びプリンタトナー等の消耗品費
 - (3) パソコン等の使用に必要な電気料金（施設の保守管理に必要な光熱水費と同様とする。）

(個人情報の取り扱い)

4. システムの利用に伴う個人情報の取り扱いにおいて次の各号を遵守すること。
 - (1) 堺市が定めた堺市施設予約システムに関する情報セキュリティ実施手順を遵守すること。
 - (2) 個人情報の流出又は漏えい等の情報セキュリティ事故が発生した場合は、速やかに堺市へ報告すること。
 - (3) その他システム利用に係る個人情報の保護及び情報セキュリティ対策について、堺市の指示に従うこと。

(システムが利用できない場合)

5. 天災あるいはシステム障害発生などによりシステムの利用が不可能な場合は、従来の来館申込みなどの方法により行い、システムが復旧するまでは指定管理者において適切に事務を行うこと。

(補則)

6. この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ堺市及び指定管理者が双方協議のうえ、決定する。